

## 社会保険等未加入対策について

### 1 概要

法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築を図るとともに、技能労働者の処遇を改善し、建設業において将来の担い手を確保するため、社会保険等未加入対策を強化するものです。

### 2 国における社会保険等未加入対策

#### 【平成26年8月から】

- (1) 元請業者・一次下請者（下請契約3千万円以上）を社会保険等加入業者に限定。
- (2) 未加入の一次下請者（下請契約3千万円以上）と契約した場合、特別な事情がなければ、受注者（元請業者）に対し、当該下請金額の10%の制裁金の徴収、指名停止及び工事成績評定の減点を実施。
- (3) 二次下請以下の未加入業者は、建設業許可部局へ通報（下請契約3千万円以上）。

#### 【平成27年8月から】

- (4) 一次下請を社会保険等加入業者に限定する対策について、下請契約3千万円未満の工事においても試行。

#### 【平成29年4月から】

- (5) 二次下請以下についても、社会保険等加入業者に限定することを実施し、受注者（元請業者）に対し、30日の猶予期間での加入指導を求める（加入指導の事実が確認された場合、猶予期間の延長可）。

※ 猶予期間・・・社会保険等未加入業者である下請者が直ちに工事の施工から排除されることのないよう、当該未加入業者に対して加入を促す期間

#### 【平成29年10月から】

- (6) (5)の期間内に加入確認書類が提出されなかった場合、受注者（元請業者）に対し、制裁金（当該下請金額の5%）、指名停止及び工事成績評定の減点を実施。

### 3 県における社会保険等未加入対策

#### 【平成26年10月から】

- (1) 社会保険等未加入者は、入札参加資格がないものとして取扱う。
- (2) 元請業者に提出させる施工体制台帳で、下請者が社会保険等未加入であることが判明した場合、元請業者に対して、下請者への社会保険等の加入指導を行うことを求める。

#### 【平成30年10月から】

- (1) 受注者が提出する請負代金内訳書において、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示させる。

(2) 社会保険等未加入者を一次下請者としてはならないことを規定。

→ 社会保険等未加入者と一次下請契約を締結した場合、元請業者に対し、指名停止及び工事成績評定の減点を実施。

#### 4 本市における社会保険等未加入対策

【平成27年4月から】

(1) 社会保険等未加入業者の入札参加資格申請時の受付を行わない。社会保険等未加入者への指名等入札参加を制限し、入札参加者（元請人）を社会保険等加入業者に限定。

(2) 社会保険等未加入者との下請契約を禁止（約款等の規定はなし）。

(3) 施工体制台帳の提出を義務化（130万円以下の少額工事を除く）。

※ 施工体制台帳の「健康保険等の加入状況」欄で社会保険等の加入状況を確認。

(4) 下請代金の総額が3,000万円（建築一式は4,500万円）以上の工事で、一次下請者が、社会保険等に加入していないことを確認した場合は、当該業者について建設業許可行政庁に通報（指名停止等の措置は行わない）。

#### 5 約款改正及び適用時期について

県が平成30年10月から「建設工事標準請負契約約款」を改正することに伴い、本市においても契約約款の改正を行い、平成31年4月1日以降に契約締結を行う案件から適用しております。

【契約約款改正内容】

1 社会保険の加入に必要な法定福利費が適切に支払われるよう、請負代金内訳書の提出を義務化し、内訳書において、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示する規定を新設します。

※ 建設工事標準請負契約約款第3条関係

2 元請業者が、特別な事情がない場合において、適用除外でないにもかかわらず社会保険等に未加入である建設業者（建設業の許可を受けて建設業を営む者）を一次下請契約の相手方とすることを原則禁止します。

ただし、社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他特別の事情があると発注者が認める場合は、発注者の指定する期間内に、当該未加入建設業者が社会保険等に加入したことが確認できる書類を提出した場合に限り、下請契約の相手方とすることができます。

※ 建設工事標準請負契約約款第7条の2関係

#### 6 事務処理における留意事項について

(1) 契約締結後7日以内に請負代金内訳書の提出を義務付け、内訳書への健康保険、厚生

年金保険及び雇用保険に係る**法定福利費**を明示させます。

(現在の取扱い)

「建設工事施行規則」において、請負代金内訳明細書を契約締結後7日以内に提出することとしている。(ただし、必要としない場合は省略することができる。)

※ 内訳代金内訳書への法定福利費の明示方法は、下記及び**様式1号**のとおりとします。

「工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額 〇〇〇, 〇〇〇円」

- (2) 受注者(元請者)が、特別な事情がない場合において、適用除外でないにもかかわらず**社会保険等に未加入である建設業を営む者(許可業者又は許可を受けないで建設業を営む者)**を一次下請契約の相手方とすることを**原則禁止**します。(契約約款に規定。)

(確認方法)

「建設工事施行規則」において、下請契約後直ちに施工体制台帳を提出することになっています。施工体制台帳の「健康保険等の加入状況」欄で社会保険等の加入状況を確認します。

(例外)

社会保険等未加入者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難である場合その他特別の事情があると発注者が認める場合は、下請契約の相手方とすることができるものとし、発注者の指定する期間内(30日以内)に、当該未加入者が社会保険等に加入したことが確認できる書類を提出することを受注者に求めます。

- (3) 特別な事情を有し、社会保険等未加入業者と一次下請契約を締結した場合で、事実判明後、発注者の指定する期間内に、当該未加入者が社会保険等に加入したことが確認できる書類を提出しなかった場合で、かつ、受注者が加入指導を行った事実がある場合は、提出期間の延長を行うことができます。

- (4) (3)により、提出期間を延長し、発注者の指定する期間内に、当該未加入者が社会保険等に加入したことが確認できる書類を提出しなかった場合は、受注者に**指名停止措置及び工事成績点の減点**を行います。

- (5) 一次下請者が社会保険等未加入であることが判明した場合、当該業者について**建設業許可行政庁へ通報**します。